



佐賀県公報

平成20年
7月8日
(火曜日)
第13065号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 (二九二・地域福祉課) 一
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定 (二九三・) 一
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく居宅介護を担当させる機関の指定 (二九四・) 二
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護予防を担当させる機関の指定 (二九五・) 三
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (二九六・) 四
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更 (二九七・) 五

○告示

◎佐賀県告示第二百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦

人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成二十年七月八日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
吉松医院	鳥栖市田代昌町二七番地	平成一〇・八・三
ながせ皮膚科 診療所 仮	佐賀市高木瀬町大字長瀬七二七番地三	平成二〇・四・一
田中内科	佐賀市神野西三丁目一一番地七	"
片淵医院	佐賀市本庄町本庄二〇二番地一	"
松尾内科	西松浦郡有田町南原甲二六七番地	"
井上胃腸外科クリ ニツク	佐賀市東与賀町田中五五四番地一	平成二〇・五・一六
溝上薬局伊万里松 島店	伊万里市松島町四本松三六二番地二	平成二〇・三・一

◎佐賀県告示第二百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十年七月八日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
小宮矯正歯科	唐津市大石町二四七五番地二	平成二〇・五・九
わしざき耳鼻咽喉科	鹿島市大字納富分甲四一番地一	平成二〇・五・二二
吉松医院	鳥栖市田代昌町二七番地	平成二〇・六・一
医療法人 山田子どもクリニック	神崎市神崎町田道ケ里三三九四番地一	"
和水診療クリニック	佐賀市大和町大字尼寺三二二七番地一	平成二〇・六・一〇
株式会社 愛敬薬局 夢咲支店	佐賀市兵庫町大字藤木七八〇番地	平成二〇・五・一
おおぞら薬局	鹿島市大字納富分甲四六番地	平成二〇・五・九
セゾン薬局	佐賀市久保田町新田一一二六番地六	平成二〇・六・一
タイハイ薬局 メディカルモールおぎ店	小城市三日月町長神田二二七三番地一	"
タイハイ薬局 白石店	杵島郡白石町甘治一〇八六番地一	"

◎佐賀県告示第二百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年七月八日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日

- (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 医療法人 祐愛会
 所在地 鹿島市大字高津原四三〇六番地
- (二) 申請者の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 デイサービスゆうあい谷所
 所在地 嬉野市塩田町大字谷所二八二七番地一
 サービスの種類 認知症対応型通所介護
 指定年月日 平成二十年五月一日
- (三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 株式会社 インターケア佐賀
 所在地 佐賀市多布施一丁目六番五五号
 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 インターケア佐賀 デイサービスセンター
 所在地 佐賀市多布施一丁目六番五五号
 サービスの種類 通所介護
 指定年月日 平成二十年五月一日
- (四) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 有限会社 ケアバンク
 所在地 佐賀市若宮一丁目一六番三三三号

四 (一) 指定年月日 平成二十年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社 ケアバンク

所在地 佐賀市若宮一丁目一六番三三三号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 茶話本舗デイサービス木原亭

所在地 佐賀市木原一丁目二番二

サービスの種類 通所介護

◎佐賀県告示第二百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための介護予防を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年七月八日

佐賀県知事 古 川 康

一 (一) 指定年月日 平成二〇年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人 市民生活支援センターふくしの家

所在地 佐賀市鍋島三丁目三番二〇号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ふくしの家ホームヘルプ大和

所在地 佐賀市大和町大字尼寺八〇六番地

サービスの種類 介護予防訪問介護

二 (一) 指定年月日 平成二〇年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人 市民生活支援センターふくしの家

所在地 佐賀市鍋島三丁目三番二〇号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 NPO市民生活支援センターふくしの家ホームヘルプサービ

ス

所在地 佐賀市愛敬町一三番六号

サービスの種類 介護予防訪問介護

三 (一) 指定年月日 平成二〇年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人 至誠身体障害者生活介護支援センター

所在地 佐賀市田代二丁目四番六号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 至誠介護支援センター

所在地 佐賀市田代二丁目四番六号

サービスの種類 介護予防訪問介護

四 (一) 指定年月日 平成二〇年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人 福生会

所在地 佐賀市嘉瀬町大字中原一九五二番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 福生苑訪問入浴サービスセンター

所在地 佐賀市嘉瀬町大字中原一九五二番地一

サービスの種類 介護予防訪問入浴介護

五 (一) 指定年月日 平成二〇年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人 福生会

所在地 佐賀市嘉瀬町大字中原一九五二番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 福生苑デイサービスセンター

所在地 佐賀市嘉瀬町大字中原一九五二番地一

- サービスの種類 介護予防通所介護
- 六 (一) 指定年月日 平成二〇年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 有限会社 ケアバンク
所在地 佐賀市若宮一丁目一六番三三号
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 デイハウス美則の家
所在地 佐賀市若宮一丁目一六番三三号
サービスの種類 介護予防通所介護
- 七 (一) 指定年月日 平成二〇年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人 祐愛会
所在地 鹿島市大字高津原四三〇六番地
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 デイサービスゆうあい谷所
所在地 嬉野市塩田町大字谷所二八二七番地一
サービスの種類 介護予防認知症対応型通所介護
- 八 (一) 指定年月日 平成二〇年五月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社 インターケア佐賀
所在地 佐賀市多布施一丁目六番五五号
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 インターケア佐賀 デイサービスセンター
所在地 佐賀市多布施一丁目六番五五号
サービスの種類 介護予防通所介護
- 九 (一) 指定年月日 平成二〇年五月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
- 名称 有限会社 在宅介護お世話宅配便
所在地 唐津市神田二〇七七番地二一
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 訪問看護ステーション行かなくつ茶
所在地 唐津市神田二〇七七番地二一
サービスの種類 介護予防訪問看護
- 十 (一) 指定年月日 平成二〇年六月二日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人 賛健会
所在地 唐津市南城内三番地三四号
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 介護老人保健施設 城内荘
所在地 唐津市南城内三番地四〇号
サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション
- 十一 (一) 指定年月日 平成二〇年六月二日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人 賛健会
所在地 唐津市南城内三番地三四号
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 介護老人保健施設 城内荘
所在地 唐津市南城内三番地四〇号
サービスの種類 介護予防短期入所療養介護
- ◎佐賀県告示第二百九十六号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法

律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年七月八日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成二〇年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人 至誠堂

所在地 唐津市厳木町本山三八六番地一

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 指定居宅介護支援事業所 うつのみや

所在地 唐津市厳木町本山三八六番地一

●佐賀県告示第二百九十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十年七月八日

佐賀県知事 古川 康

名称		所在地		変更年月日
インターケア佐賀訪問介護ステーション	新 佐賀市多布施一丁目六番五五号	旧 佐賀市鍋島町大字森田二一〇四番一		平成一九・六・一
インターケア佐賀居宅介護支援センター	新 佐賀市多布施一丁目六番五五号	旧 佐賀市鍋島町大字森田二一〇四番一		"

訪問介護サービス
ほほえみ

旧	新	変更年月日
武雄市朝日町大字甘久二八三三番地	武雄市朝日町大字甘久二〇二九番地	平成二〇・四・一

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年七月八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社